



Q 私の工場では最大荷重2トンのフォークリフトで積み込み作業をしています。自動車の運転免許で作業できますか。

A 道路(公道)で自動車を運転す

危険な業務には資格が必要

この場合には、道路交通法による運転免許が必要ですが、それとは別に、工場などの構内や倉庫の中で業務として最大荷重1t以上のフォークリフトを運転する場合には、労働安全衛生法に基づき、一般的にはフォークリフト運転技能講習を修了することが必要です。

この技能講習は学科と実技の科目があり、修了試験に合格した受講生に対して修了証(資格)が付与されます。鳥取県内で講習を開催しているのは鳥取県労働基準協会、陸上貨物運送事業労働災害

このほかにガス溶接の業務、車両系建設機械の運転業務、小型移動式クレーン運転業務など危険な業務に就くためには、技能講習の修了資格が必要です。鳥取労働局では平成26年度の技能講習など安全衛生関係の各種講習会日程をホームページに掲載しています。

受講資格、講習日時など不明な点は鳥取労働局健康安全課、各労働基準監督署または直接各種講習会開催機関に尋ねてください。

鳥取労働局労働基準部

健康安全課

電話 0857-29-1704